

埼玉県分散型エネルギー利活用



設備整備費補助金（令和元年度）

埼玉県内にある自らの事業所において、事業者の皆さまが国の補助制度を活用して導入する
コージェネレーション設備、業務・産業用燃料電池、再生可能エネルギー活用設備（熱利用・
発電・バイオマス燃料製造の設備）に対して、埼玉県も補助します。

補助制度の概要（補助率、上限額など）

○コージェネレーション設備

補助対象設備の規模（発電能力）	補助率	補助額上限
10kW 未満	1 / 6	116.7 万円
10kW 以上 50kW 未満		300 万円
50kW 以上		1,700 万円

※注）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、事業所全体で使用するエネルギーの年間使用量が原油換算で、1,500 キロリットル未満の事業者であること

※注）リプレイス（設備更新）も対象

○業務・産業用燃料電池

補助対象設備の定格発電出力	補助率	補助額上限
50kW 以上	1 / 6	5,000 万円

○再生可能エネルギー活用設備

補助対象設備		補助率	補助額上限
熱利用設備	地中熱利用	1 / 3	1,000 万円
	温度差エネルギー利用		
	雪氷熱利用		
	太陽熱利用		
	バイオマス熱利用		
発電設備	風力発電	1 / 6	1,000 万円
	バイオマス発電		
	水力発電		
	地熱発電		
その他設備	バイオマス燃料製造設備		

【補助対象経費】

補助対象設備の設計費、設備費、工事費（併用する令和元（平成 31）年度の国庫補助事業が該当設備整備について対象とする経費を補助対象経費とする。）

【補助対象事業の要件等】

補助対象設備の導入にあたり、原則として令和元（平成31）年度の**国庫補助事業の交付決定を受けた事業**で、次の要件に全て適合するもの。

- (1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと
- (2) 補助対象設備は常用であること
- (3) 燃料使用量、発電電力量及び排熱利用量（熱を利用しない場合には不要）を測定する専用の計測装置を取り付けること
- (4) 設置する設備は全て未使用品であること
- (5) 設置する設備に関して、県の他の補助金を利用しない事業であること など



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

補助金手続のご案内

公募期間 令和 **元** 年 **5** 月 **27** 日(月)～ **12** 月 **20** 日(金)

※公募期間内であっても、申請総額が予算額に達した時点で募集を終了します。

補助金手続の流れ

1 申請	事業者→埼玉県	公募期間中に申請してください。
2 交付決定	埼玉県→事業者	申請内容を審査し、交付の可否について通知します。
3 着工～事業完了	事業者	交付決定を受けた日以降に着工し、今年度内に完了してください。
4 実績報告	事業者→埼玉県	事業完了日の後30日以内又は令和2年3月16日のいずれか早い時期までに報告して下さい。
5 現地調査	埼玉県→事業者	現地確認等を実施します。
6 交付額確定	埼玉県→事業者	交付額を確定し、通知します。
7 請求	事業者→埼玉県	請求書を提出してください。
8 補助金の交付	埼玉県→事業者	補助金を交付します。
9 導入効果報告	事業者→埼玉県	設備稼働1年後に導入効果報告をしてください。

申請方法

【提出先】 環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

【提出部数】 1部

【提出様式】 エネルギー環境課ホームページに掲載

(要綱、報告書などの必要様式が全て掲載されています)

【提出方法】 持参又は郵送

★ 県の補助金について・・・

埼玉県 分散型 補助金

検索

【県補助金のお問合せ】

埼玉県環境部 エネルギー環境課 創エネルギー推進担当

さいたま市浦和区高砂3-15-1 第三庁舎3階

TEL 048-830-3024 FAX 048-830-4778 E-mail a3170-02@pref.saitama.lg.jp

